

平成22事業年度 業務実績報告書

自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日



独立行政法人空港周辺整備機構

I	はじめに	1
II	業務運営に関する報告		
	1. 中期目標の期間	2
	2. 業務運営の効率化に関する事項	2
	3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	..	9
	4. 財務内容の改善に関する事項	3 6
	5. その他業務運営に関する重要事項	4 4

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成22年6月25日、同委員会改定）に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の平成22事業年度に係る業務運営評価のために作成したものである。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的な数値（目標値）により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ次の形式で報告する。

《目標値が設定されている場合》

- ①年度計画における目標値設定の考え方
- ②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）
- ③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し
- ④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《上記以外の場合》

- ①年度計画における目標設定の考え方
- ②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し
- ③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

II 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間

2. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 組織運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

2. 業務運営の効率化に関する事項

整理合理化計画等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、組織のスリム化及びコスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 組織運営の効率化

空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、整理合理化計画を着実に実行すること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しに伴う将来の事業量の推移並びに平成22年度までに行うこととしている独立行政法人以外の形態を含めた組織の在り方の検討結果を踏まえて所要の見直しを行うこと。

【平成22年度計画】

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化

- 平成22年度においては、事業量を踏まえた組織・定員になるよう、大阪国際空港事業本部1名、福岡空港事業本部2名、計13名の定員削減を行うなど、組織運営の効率化を図る。
- 独立行政法人以外での形態を含めた、事業の実施及び組織の在り方について、平成22年度までに結論が出される予定であり、国及び関係自治体との間で進められることとなる協議及び調整に向けて、当機構としても国等への協力を行う。

【中期計画】

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（以下「整理合理化計画」という。）等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等及びこれまでの取組を継続して行うことにより、組織運営及び業務運営の効率化を推進して事業の進捗を図る。

(1) 組織運営の効率化

- 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度において、大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで、事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編する。これに伴い、移転補償課は廃止する。
また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果並びに将来の事業量の推移等を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行い、組織運営の効率化を図る。
- 事業の実施形態及び組織のあり方については、独立行政法人以外での実施形態を含めた組織の在り方について平成22年度までに結論が出される予定であり、その結果を踏まえて、所要の見直しを行う。

年度計画における目標設定の考え方

- 組織・定員については、事業量を踏まえて適切に見直すことが合理的であるとの認識に基づき、事業量の推移等を踏まえて組織のスリム化を図ることとしたものである。
- 独立行政法人以外での形態を含めた、事業の実施及び組織の在り方について、国及び関係自治体との間で協議等が行われる際には、国等への協力を行うこととしたものである。

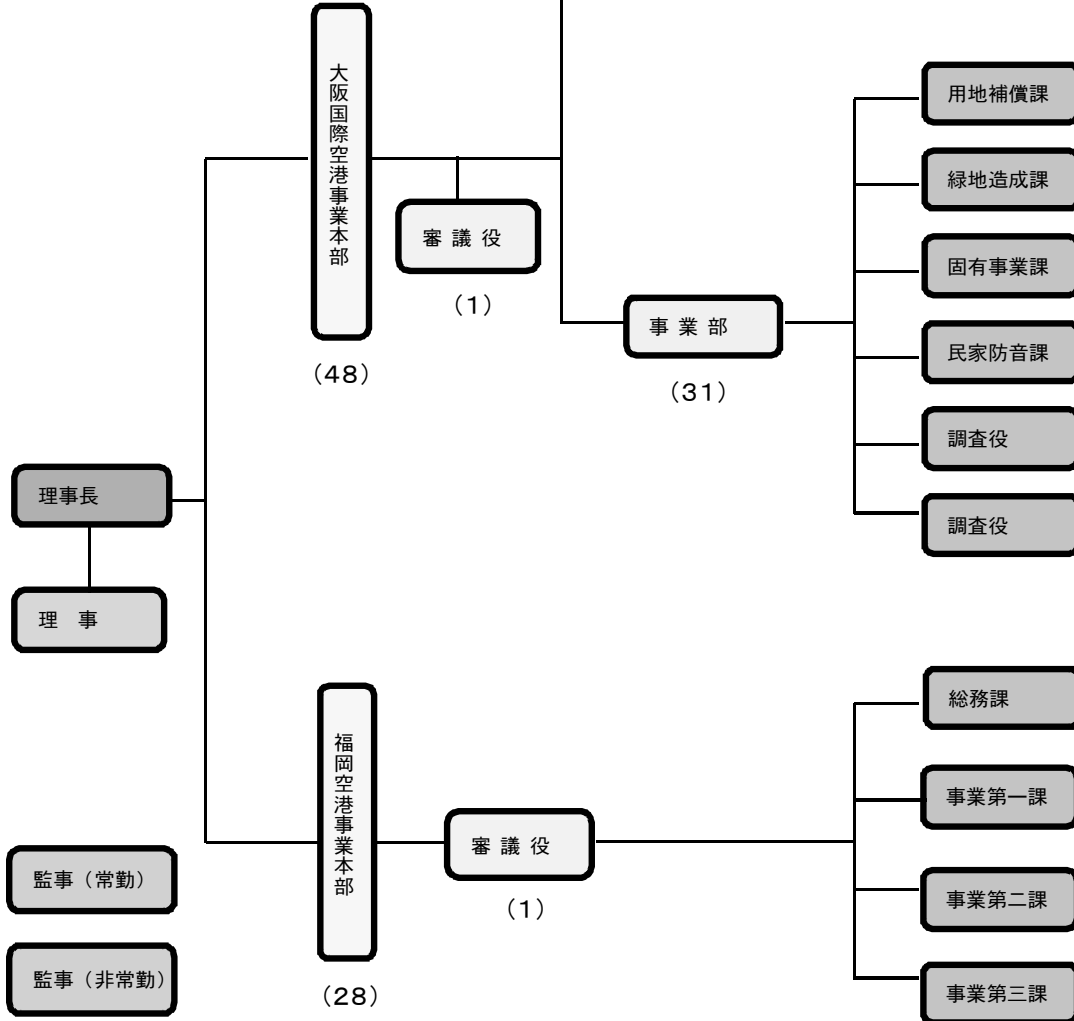
当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 当該年度においては事業量の推移、事業の進捗及び見直し等を踏まえて、大阪国際空港事業本部事業部調査役を廃止するとともに、定員について、大阪国際空港事業本部において総務部会計課2名、事業部調査役1名、事業部用地補償課3名、事業部固有事業課2名、事業部民家防音課3名の計11名、福岡空港事業本部において事業第一課1名、事業第三課1名の計2名、両本部あわせて計13名を削減し、組織・人員の縮減等運営の効率化を図った。
- また、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて行われた国及び関係自治体等による意見交換会（平成22年9月、11月、12月、平成23年1月、2月の計5回）に参加する等の協力、大阪国際事業本部の新会社への業務の承継及び福岡空港事業本部の今後の組織の在り方に向けたWGを立ち上げて検討を行った。

平成23年度においては、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）」に基づき、平成24年度に予定されている関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて、大阪国際空港事業本部の業務等を新関西国際空港株式会社に承継するための取組を行うとともに、福岡空港事業本部への本社機能移転など、平成24年度以降の組織体制について引き続き検討を進めていくこととしている。

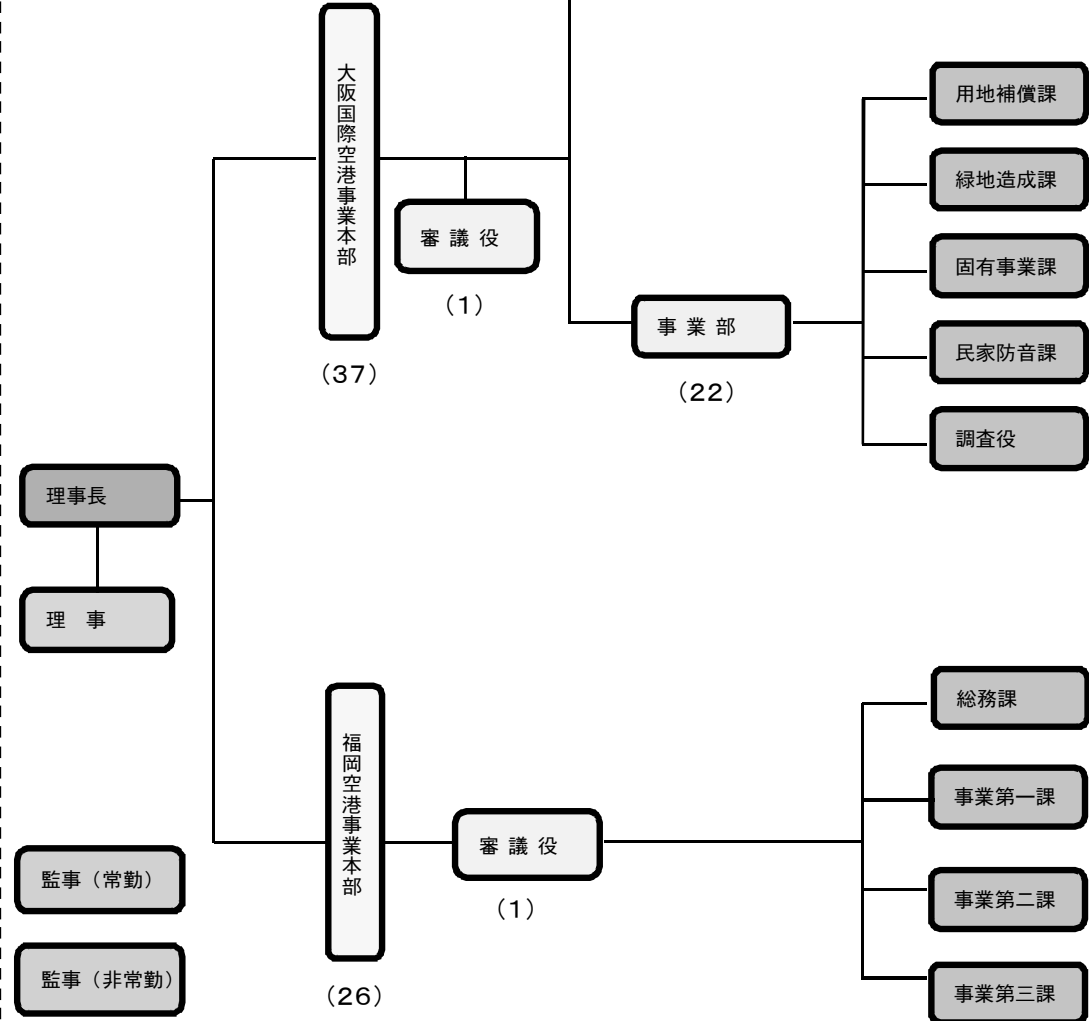
平成21年度（平成22年3月31日現在）

理事長	1
理事	4
監事（常勤・非常勤）	2
職員	76
合計	83



平成22年度（平成23年3月31日現在）

理事長	1
理事	4
監事（常勤・非常勤）	2
職員	63
合計	70



II 業務運営に関する報告

(2) 人材の活用

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 人材の活用

空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。

【中期計画】

(2) 人材の活用

人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保することにより効率的な業務運営を図る。また、機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより、役職階層における年齢バランスの改善等、更なる組織の活性化を図る。

【平成22年度計画】

(2) 人材の活用

役職階層における年齢バランスの改善を図るために、平成22年度においても、国出身者の年齢構成レベルを目安として、若い人材で、かつ専門的知見を有する者の派遣について、国・府・県・市と綿密な人事調整を行い、効率的な業務運営を図る。

年度計画における目標設定の考え方

国出身者の年齢構成レベルを目安として、若い人材で、かつ専門的知見を有する者の派遣を受け入れ、役職階層における年齢バランスの改善を図ることが、効率的な業務運営に資するとの認識に基づき、出向元との人事調整に努めることとしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

役職階層における年齢バランスの改善を図るため、国出身者の年齢構成レベルを目安として、年齢バランスに配慮しつつ、専門的知見を有する者の派遣について、派遣元との人事調整を行った。

しかしながら、組織運営の効率化の観点から、平成22年度においては、大阪国際空港事業本部11名、福岡空港事業本部2名の計13名の人員を削減しているところであり、人員削減を行いながら、少人数で効率的に業務を推進していくため、派遣元から経験豊富な専門的知見を有する者の派遣を受けた結果、平成23年4月の職員の年齢構成は、平成22年4月と比較して上昇している。

平成23年度においても、引き続き、人事異動時期等を踏まえて、役職階層における年齢バランスの改善等を図っていくこととしている。

【派遣元との人事調整の実施状況】

大阪国際空港事業本部			福岡空港事業本部		
国	平成22年10月		国	平成22年11月	
大阪府	平成22年10月		福岡県	平成22年11月	
兵庫県	平成22年10月		福岡市	平成22年11月	

<参考>

各役職階層における出身別年齢構成

役職	平成22年4月			平成23年4月		
	国	府・県・市	計	国	府・県・市	計
参事	52.3	57.3	54.9	53.8	58.3	55.6
副参事	44.7	50.3	46.6	46.1	51.3	47.2
主査	34.6	46.6	38.1	35.8	48.2	39.3
副主査	27.5	31.1	30.4	30.0	30.9	30.8
計			42.7			44.1

※計にはプロパー職員を含む。

(3) 業務運営の効率化 ①事業費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%程度に相当する額を削減する。（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）

【中期計画】

② 事業費の抑制

事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）

【平成22年度計画】

(3) 業務運営の効率化

① 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の達成を目指して、事業執行方法の改善等を通じて効率的な執行を図り、事業費のコスト削減に努めることとしたものである。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

事業費については、事業執行方法の改善等を通じて効率的な執行を図り、平成19年度比で約54.4%に相当する額を削減した。

<主な取組み>

- ・ 民家防音事業において、平成22年度から、事業費の更なる縮減と事務の効率化を図るため、空調機の更新工事について、申請者自らが電気店等で機器を購入・設置（更新）し、その後に補助金を請求・受領するよう補助プロセスを見直し、申請者に対する補助金額を一定額とした新制度を導入し、事業費の大幅な縮減を図った。

第2期中期目標期間における事業費の推移

(単位:百万円)

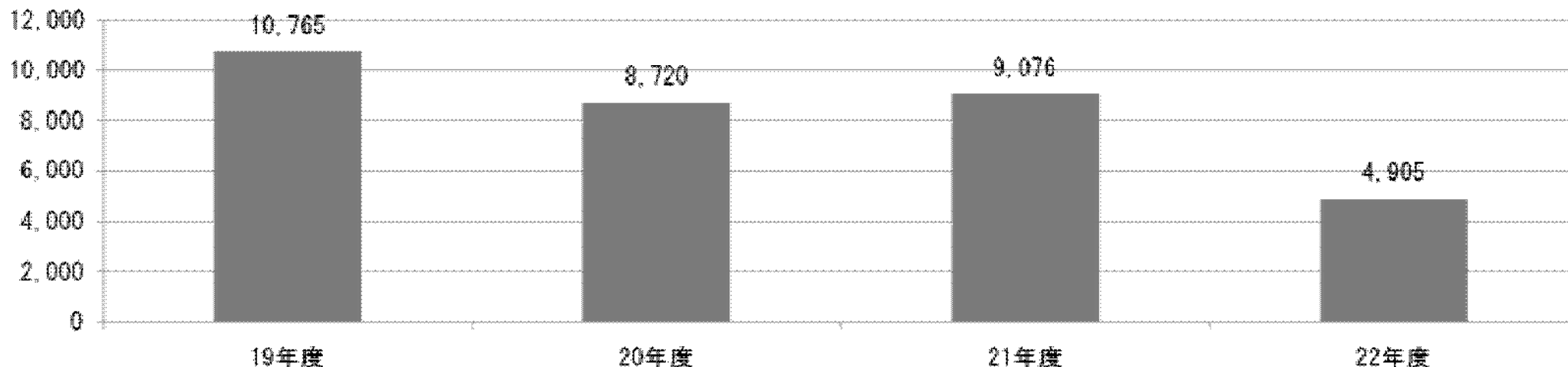
事業名/年度	19年度 予算額	20年度 予算額	21年度 予算額	22年度 予算額
事業費(大阪)	5,697	4,313	3,772	2,849
再開発整備	312	223	221	223
移転補償	355	88	18	31
緑地造成	2,186	2,320	2,037	1,747
民家防音	2,845	1,681	1,497	848
事業費(福岡)	5,068	4,407	5,304	2,055
再開発整備	440	318	1,903	444
移転補償	4,154	3,695	3,113	1,384
緑地造成	65	113	45	51
民家防音	409	281	243	176
事業費(合算)	10,765	8,720	9,076	4,905
再開発整備	752	541	2,124	667
移転補償	4,509	3,784	3,131	1,415
緑地造成	2,250	2,433	2,082	1,798
民家防音	3,254	1,963	1,740	1,025
対19年度比(割合)		▲ 19.0%	▲ 15.7%	▲ 54.4%

※1 前年度からの繰越、管理勘定への繰入及び業務外支出は含まない。

※2 21年度予算額は22年2月の予算実施計画変更後、22年度予算額は22年7月及び12月の予算実施計画変更後の計数である。

※3 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。

(単位:百万円)



(3) 業務運営の効率化 ②一般管理費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%程度に相当する額を削減すること。（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）

【中期計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）

【平成22年度計画】

② 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図る。

また、これまでも取り組んできた業務の効率化を推進することにより、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で9%以上に相当する額を削減する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の達成を目指して、業務の見直し及び簡素化を推進する等により効率化を図るとともに、人件費の抑制を行い、一般管理費の削減に努めることとしたものである。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

一般管理費については、事業執行方法の改善等による業務の効率化や福利厚生制度の見直し等を通じて経費の削減を図り、平成19年度比で約25.4%に相当する額を削減した。

<主な取組み>

- ・大阪国際空港事業本部及び福岡空港事業本部において計13名の定員を削減し、人件費の削減を図った。（954百万円（H19）→ 680百万円（H22） △28.7%）
- ・法定外福利厚生費の支出について、国や他法人における支出状況を踏まえ、出産祝金及び就学祝金を廃止するなど福利厚生制度の見直しを行った。

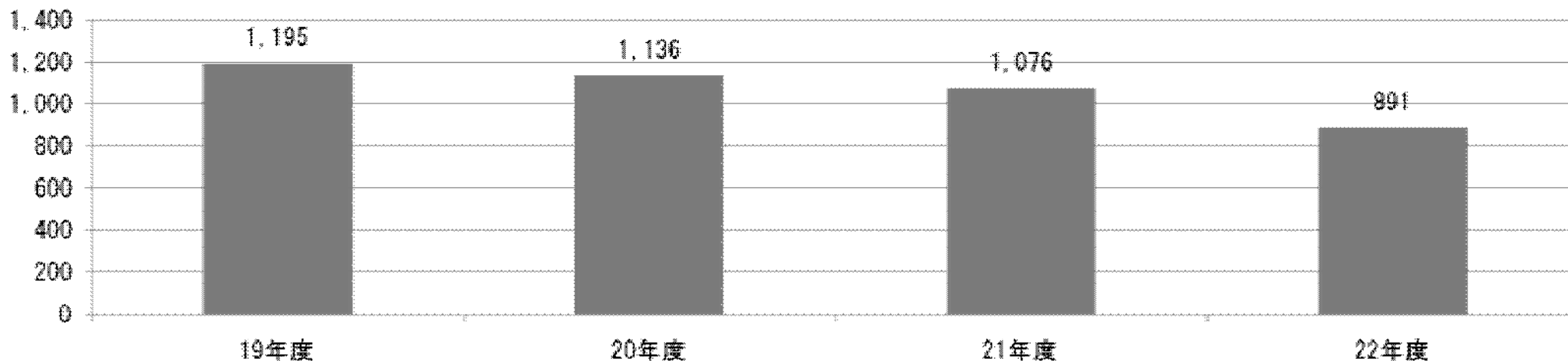
第2期中期目標期間における一般管理費の推移

(単位:百万円)

事業名/年度	19年度 予算額	20年度 予算額	21年度 予算額	22年度 予算額
一般管理費(大阪)	785	733	678	538
人件費	634	582	531	404
物件費	152	151	148	134
一般管理費(福岡)	410	403	398	353
人件費	321	317	311	276
物件費	89	86	87	77
一般管理費(合算)	1,195	1,136	1,076	891
人件費	954	899	842	680
物件費	241	237	234	211
対19年度比(割合)		▲ 4.9%	▲ 10.0%	▲ 25.4%

※ 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。

(単位:百万円)



II 業務運営に関する報告

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上 ①連絡協議会の開催

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応すること。

- ① 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制を整備すること。

【中期計画】

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、次の措置を行うこととし、また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応する。

- ① 出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回以上開催する等、業務の調整及び意見交換のための会議を定例化する。

【平成22年度計画】

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、平成22年度において次の措置を実施する。

- ① 連絡協議会の開催
業務の調整及び意見交換のため実施している「連絡協議会」を事業本部別に年2回開催するほか、内容の充実等を検討し、今後の空港周辺環境対策事業の円滑かつ効果的な推進を図る。

年度計画における目標値設定の考え方

連絡協議会について、会議を開催するだけでなく、国及び関係自治体との十分な意思疎通を図りながら会議の在り方、内容の充実等を検討し、今後の事業の円滑かつ効果的な推進を図ることとしたものである。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

平成22年8月及び平成23年3月に、大阪・福岡両事業本部において、空港周辺環境対策事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、それぞれ連絡協議会を開催し、機構の事業実績、状況及び計画の報告や平成24年度に予定されている関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に関する情報提供を行い、国及び関係自治体との意思疎通を図った。

<連絡協議会における報告事項>

- 平成21年度決算概要・事業実績・業務実績評価結果
- 平成22年度事業実施状況
- 平成23年度計画案、予算案 等

<連絡協議会メンバー>

大阪国際空港事業本部	福岡空港事業本部
<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省大阪航空局 ・大阪府 ・大阪市 ・豊中市 ・池田市 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省大阪航空局 ・福岡県 ・福岡市 ・大野城市 ・春日市 ・太宰府市 ・志免町 ・粕屋町

II 業務運営に関する報告

(1) 業務の質の向上 ② 広報活動の充実

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性を確保する観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報に努めること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

イ ホームページ、パンフレット等の内容について、自治体、地域住民はもとより、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツを充実させることなどの方法により積極的に情報を公開する。また、ホームページのアクセス数年間3万件以上を確保することに努め、ホームページに寄せられた質問・意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

【平成22年度計画】

② 広報活動の充実

イ ホームページについては、より国民の理解が得られるよう分かりやすく、また、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツやデータ等の各種情報の充実を図り、積極的に情報を公表することにより年間3万件以上のアクセス数を確保する。

ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用したリーフレットの配布、周辺自治体の協力のもと広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

年度計画における目標値設定の考え方

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性を確保する観点から、ホームページのリニューアルなどを含め、より一層の広報活動の充実を図ることとしたものである。

ホームページアクセス状況 (平成22事業年度)

4月	4,213件
5月	4,133件
6月	4,267件
7月	4,213件
8月	4,045件
9月	3,809件
10月	4,129件
11月	3,951件
12月	3,604件
1月	3,595件
2月	3,563件
3月	3,694件
合計	47,216件
月平均	3,935件

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

イ 事業の透明性を高めるため、平成21事業年度の財務諸表、業績評価結果等を公表した。

平成22事業年度におけるホームページアクセス数は47,216件であり、年間目標のアクセス件数3万件以上を達成した。

また、ホームページについて、地域住民のための民家防音事業の新制度に関するページの充実を図るなど、積極的な情報提供を行った。

ロ 平成22年9月26日に大阪国際空港事業本部において、平成22年10月2日に福岡空港事業本部において、それぞれ「空の日」のイベントでリーフレットを配布する等の広報活動を行った。

また、民家防音工事助成に係る情報を、関係自治体広報誌に掲載した。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ① 役職員の人事評価

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施
整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

事務・事業の効率性の確保並びに事業実施等に関する法規則等の遵守を促し、また、適切な人事評価を行い、役職員の資質の向上及び役職員の意識改革に努めるとともに国民の理解が得られるよう分かりやすく説明する意識を徹底することとして、国等の取組の状況を参考としながら、以下の取組を行う。

① 目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務執行へのインセンティブを向上させる。

【平成22年度計画】

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施

① 役職員の人事評価

役職員の人事評価については、今後の国の取組状況を参考にしつつ、引き続き機構に適応した人事評価のあり方を検討する。

年度計画における目標設定の考え方

機構においては、既に業績・勤務成績を給与に反映させ業務執行のインセンティブ向上が図られる制度となっているが、機構の人事評価制度全体のあり方について、今後の国の取組状況を参考にしながら必要な検討・見直しを行っていくこととしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

機構においては、既に業務執行のインセンティブ向上を図るため、各職員の自己申告による評価制度を導入するとともに、業務・勤務成績を勤勉手当等に反映させる等の取組を行っている。

また、役員については役員賞与を期末手当と勤勉手当に区分し、勤勉手当に人事評価を反映させている。

今後も、国の取組状況を踏まえて、引き続き機構に適応した人事評価制度のあり方を検討することとしている。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ②内部統制の向上

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

② 民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

【平成22年度計画】

② 内部統制の向上

独立行政法人の内部統制に係る議論等を踏まえ、組織の特性や規模に合った内部統制の構築について、会計監査人等の指導を得つつ、引き続き検討を行う。

年度計画における目標設定の考え方

平成21年度において、他の独立行政法人の取組み等を参考とし、当面必要と考えられる取組みを行ったところであるが、総務省で行われていた「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」の議論等を踏まえ、組織の特性や規模に合った内部統制の向上を図るため、会計監査人等の指導を得つつ、引き続き検討を行うこととしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<法人の長のマネジメント>

機構では、理事長のマネジメントを発揮できるように、既に役員と管理職による業務調整会議の開催、内部通報制度の導入、イントラネットへの規程類及び年度計画等の掲載、並びにリスクマネジメントのためのリスクの洗い出し等を行ってきたところである。平成22年度においては、内部統制に対する職員の意識向上を図ることを目的として、平成23年1月に公認会計士を講師に招き、リスクマネジメントを主とした内部統制研修を実施した。また、リスクマネジメントのために洗い出したリスクについて各部署において評価を行うとともに、その評価結果の共有を図った。

<監事監査>

年2回実施している監事による業務監査において、法令、内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査を行っている。また、理事長等と監事との間で定期的に意見交換を行うなど、理事長のマネジメントについて留意している。

平成23年度においても、平成22年3月に「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」から公表された独立行政法人における内部統制についての報告書等、会計監査人等の指導、及び他の独立行政法人における取組みを参考にしつつ、引き続き組織の特性や規模に合った内部統制の向上を図るための取組みを進めていくこととしている。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ③国民の意見募集

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

③ 業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。

【平成22年度計画】

③ 国民の意見募集

当機構の担う事務・事業に関し、ホームページにより住民等からの意見を募り、業務運営に適切に反映させる。

年度計画における目標設定の考え方

事業の透明性・公平性を図る観点から、ホームページにより住民等から広く意見を募ることとしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

これまで、ホームページの「お問い合わせ」窓口により機構に対する意見、提案を募集していたが、寄せられた意見等がなかったため、「機構へのご意見・ご提案」専用の窓口を新設した。

なお、10件寄せられた問い合わせに対しては適切に対処している。

平成22年7月28日開催の国土交通省独立行政法人評価委員会第11回空港周辺整備機構分科会での評価の参考に資するため、同評価委員会において平成22年7月14日から27日までの間、平成21年度業績実績評価調書(案)に係る国民の意見募集を行った。(特に意見はなかった。)

平成23年度においても、引き続き、ホームページにより住民等からの意見を募り、業務運営に適切に反映させることとしている。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ④職員の資質の向上

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

- ④ 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するための資質・能力の養成、業務に係る専門知識の向上及びガバナンス強化に向けて外部講師等による職員研修（年3回以上）を実施する。

【平成22年度計画】

- ④ 職員の資質の向上

地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するため、各課題に柔軟かつ適切に対応する課題解決能力の育成、業務に係る専門知識の向上等を目的とした外部講師等による職員研修を年3回実施するとともに、研修効果の把握に努める。

年度計画における目標値設定の考え方

研修回数の数値目標の達成にとどまらず、研修効果の把握にも努め、職員研修の内容の充実を図ることとしたものである。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

職員の資質の向上を図るため、外部講師等による研修を実施するとともに、効果測定を行った。

内部統制研修の効果測定を行ったところ、内容の理解度については若干バラツキがあったものの、研修の趣旨である職員の意識改善に一定の効果はあった。

- ・新規採用者研修（平成22年5月）
- ・内部統制研修（平成23年1月）
- ・人権・同和研修（平成23年2月）
- ・法務（民事訴訟）研修（平成23年3月）

また、外部の研修に積極的に職員を派遣した。

- ・行政管理・評価セミナー（総務省：平成22年9月）
- ・航空行政研修（航空局：平成22年10月）
- ・政府出資法人等内部監査業務講習会（会計検査院：平成22年11月）
- ・簿記研修（国交省：平成22年11月）
- ・空港環境対策関係担当者研修（空整協：平成22年11月）
- ・企業会計〔基礎〕研修（国交省：平成23年1月）

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑤内部評価委員会の開催

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施
整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑤ 前年度の業務の評価を次年度の目標設定・業務の実施に反映させるため、内部評価委員会を開催する。

【平成22年度計画】

⑤ 内部評価委員会の開催
内部評価委員会を開催し、前年度の業務実績評価結果を、以後の業務運営・次年度の目標設定に反映させる。

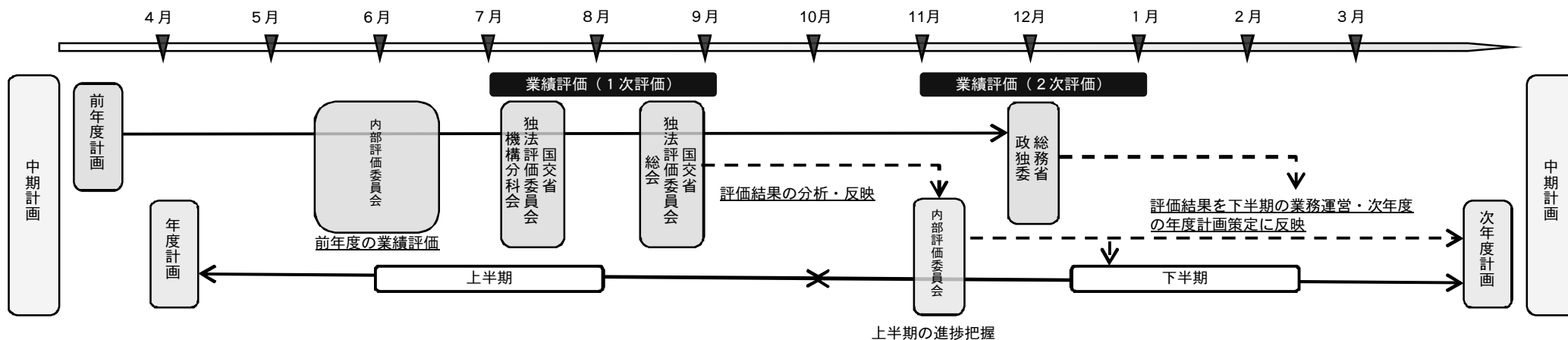
年度計画における目標設定の考え方

内部評価委員会を開催し、国土交通省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における評価結果を、以後の業務運営・次年度の目標設定に適切に反映させることとしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成22年6月16日に開催した内部評価委員会においては、平成20事業年度の評価結果を踏まえつつ、平成21事業年度の事業実績に対する内部評価を行った。
また、平成22年11月17日開催の内部評価委員会においては、平成21事業年度の評価結果を踏まえつつ、平成22事業年度上半期の事業の進捗状況の把握を行うとともに、法人の規模、特性等に応じた内部統制の向上、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けた国及び関係地方公共団体との調整などに取り組むべきとの内部評価を行い、当該結果を下半期以降の業務運営・平成23年度計画策定に活用・反映した。
平成23年度においても、中期計画の達成に向けて、引き続き適切に取り組んでいく。

参考：内部評価に係る年間スケジュール（イメージ）



1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた項目について、中期計画に沿った年度計画を順調に実施し、国土交通省独立行政法人評価委員会による平成21年度の総合評価が「A（中期目標の達成に向けて着実な状況にあると認められる。）」であったこと等を踏まえ、役員の新任等は行われなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21事業年度評価における主な指摘事項	平成22年度及び平成23年度の運営、予算への反映状況
総合評価（課題・改善点、業務運営に対する意見等）	<p>中村地区問題、大井地区整備、共同住宅事業、代替地造成事業等が終了し、民家防音工事補助事業に定額制を導入したこと等により、業務は減少しているため、組織及び役職員の再編・スリム化を検証する時期。</p> <p>凍結された独法整理合理化計画の精神を受け継ぎ、昨年の独法の抜本の見直しの閣議決定及び今後の中期目標・計画の見直しが行われる中、空港周辺対策、組織の在り方のいかなる方向付けにも迅速に対応できるよう、業務改善の準備を整えておくべき。</p>	<p>事業量の推移等を踏まえて、次のとおり組織及び定員の再編、スリム化を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度においては、民家防音事業の効率化等に伴い、大阪国際空港事業本部1名、福岡空港事業本部2名、計13名の定員削減を行った。 平成23年度においては、平成23年4月に、大阪国際空港事業本部において、事業部用地補償課及び緑地造成課を統合して、事業部緑地整備課に再編するとともに、定員を3名削減し、組織のスリム化をはかった。 <p>平成22年度においては、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて行われた国及び関係自治体等による意見交換会に参加する等の協力を行うとともに、機構内にワーキンググループを設置し、経営統合に向けた検討作業を開始した。</p> <p>平成23年度においては、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」に基づき、平成24年度に予定されている関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて、大阪国際空港事業本部の業務等を新関西国際空港株式会社に承継するための取組を行うとともに、福岡空港事業本部への本社機能移転など、平成24年度以降の組織体制について検討を進めていくこととしている。</p>

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組 ⑥積極的な情報公開

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑥ 情報開示のあり方

機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についてもホームページ等により積極的に公開を行う。

イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。

ロ 特定独立行政法人に準じ、職員の勤務時間その他の勤務条件を公表する。

【平成22年度計画】

⑥ 積極的な情報公開

機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等についても積極的に情報公開を行う。

年度計画における目標設定の考え方

業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、積極的な情報公開に努めることとしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成21事業年度財務諸表等については平成22年9月6日に、平成21事業年度業務実績評価については平成22年9月30日にホームページに公表した。

平成23年度においても、引き続き積極的に情報公開を行っていく。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑦ 管理会計の活用

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施
整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。

【平成22年度計画】

⑦ 管理会計の活用

管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。

年度計画における目標設定の考え方

管理会計を活用して事務・事業別、部門別といった単位における収支管理を行うことが経営の効率化に資するとの認識に基づき、独立行政法人発足時から実施している事業毎の収支管理を、引き続き適切に実施していくこととしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

独立行政法人発足時から大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業、その他事業に分類し収支管理を行っており、当該事業毎の収支管理に基づき作成した平成21事業年度の財務諸表を平成22年9月6日に公表した。また、随意契約等見直し計画の着実な実施や国の取扱いに準じた旅費事務の見直しなどにより、予算の効率的な執行に努めた。

平成23年度においても、引き続き、適切に取り組んでいく。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑧セグメント情報の開示

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑧ 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

【平成22年度計画】

⑧ セグメント情報の開示

既に公表している内容を踏まえつつ、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

年度計画における目標設定の考え方

国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、独立行政法人発足時から実施している事業毎の収支管理の区分に応じて、引き続き適切に実施していくこととしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

独立行政法人発足時から大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業、その他事業に区分した収支管理を行っており、これらの区分に応じて、平成21事業年度財務諸表において適切にセグメント情報の開示を行った。

平成23年度においても、引き続き適切に開示を行っていく。

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑨事後評価の在り方

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑨ 評価委員会の評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、マネジメント体制等に反映させる。

【平成22年度計画】

⑨ 事後評価の在り方

事後評価の在り方については、国等の動向を踏まえつつ、引き続き評価結果の適切な反映方法について検討する。

年度計画における目標設定の考え方

役員の退職手当については、既に評価委員会の評価結果（業績勘案率）に基づき決定しているところであるが、職員も含めた給与・退職金等の水準、マネジメント体制等については、国等の動向を踏まえ、引き続き適切な反映方法を検討していくこととしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

役員の退職手当については、評価委員会における評価結果を勘案することとしており、平成21年12月31日に退職した役員の退職手当について、評価委員会において決定された業績勘案率を反映した。

平成23年度においても、国等の動向を踏まえつつ、引き続き評価結果の適切な反映方法について検討していく。

II 業務運営に関する報告

(3) 随意契約の見直し

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

- ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

【中期計画】

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

【平成22年度計画】

(3) 随意契約の見直し

- ① 随意契約の見直しについては、機構が新たに策定する「随意契約等見直し計画」を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- ② 一般競争入札等の競争性のある契約についても、上記計画に基づく一者応札・一者応募となった契約の見直し結果に留意しつつ、競争性・透明性が十分確保される方法により実施するとともに、契約の適正化及び業務運営の一層の効率化を図る。
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

年度計画における目標設定の考え方

「随意契約見直し計画」の取り組みについては、平成21年度までに概ねその目標を達成しているところであるが、平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」に基づき、各独法は新たな「随意契約等見直し計画」を策定することとなり、当機構においても、今後は新たに策定する「随意契約等見直し計画」に沿った取り組みを実施することとしたものである。

また、契約の適正化についての政府方針を踏まえ、競争契約を含めた契約の適正化に向けた取組みを引き続き推進していくこととしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成22年5月に「随意契約等見直し計画」を策定し、同計画に沿った取組みを実施し、取組状況について契約監視委員会に報告、点検を受けるとともに、その結果を公表した。

<「随意契約等見直し計画」の取組状況の概要> (取組状況については別紙のとおり)

イ	平成22年度における競争性のない随意契約	5件 (金額: 22, 141千円)
	※随意契約等見直し計画における目標値	8件 (金額: 36, 017千円)
ロ	平成22年度における一者応札・一者応募	0件 (金額: 0千円)
	※平成20年度における一者応札・一者応募	6件 (金額: 12, 804千円)

平成23年度においても「随意契約等見直し計画」及び契約の適正化についての政府方針を踏まえて、契約の適正化に向けた取組みを推進していく。

「随意契約等見直し計画」の取組状況

1. 「随意契約等見直し計画」と平成22年度に締結した契約の状況

(金額単位：円)

契約区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.6%) 49	(79.3%) 189,083,683	(75.6%) 31	(14.7%) 134,298,785	(76.5%) 26	(83.6%) 161,903,260	(78.1%) 50	(81.3%) 193,808,683
企画競争・公募	(9.4%) 6	(3.6%) 8,697,150	(7.3%) 3	(81.9%) 746,816,490	(8.8%) 3	(5.0%) 9,675,470	(9.4%) 6	(3.6%) 8,697,150
競争性のある契約 (小計)	(85.9%) 55	(82.9%) 197,780,833	(82.9%) 34	(96.7%) 881,115,275	(85.3%) 29	(88.6%) 171,578,730	(87.5%) 56	(84.9%) 202,505,833
競争性のない 随意契約	(14.1%) 9	(17.1%) 40,742,560	(17.1%) 7	(3.3%) 30,195,766	(14.7%) 5	(11.4%) 22,141,029	(12.5%) 8	(15.1%) 36,017,560
合計	(100.0%) 64	(100.0%) 238,523,393	(100.0%) 41	(100.0%) 911,311,041	(100.0%) 34	(100.0%) 193,719,759	(100.0%) 64	(100.0%) 238,523,393

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 競争性のない随意契約の見直し状況

平成22年度における競争性のない随意契約は、次のとおり。

- ①財務諸表官報公告 ②事務室借上に係る空調料・光熱水料負担金 ③共益費(水道・ガス料金) ④電気代 ⑤清掃費

3. 一者応札・一者応募に係る見直し状況

(1) 「随意契約等見直し計画」に基づく見直し内容

- ① 仕様書等の見直し
- ② 入札参加要件の緩和
- ③ 公告期間の見直し
- ④ 落札決定から業務開始までの準備期間確保

(2) 競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

年度	一者応札・応募/競争性のある契約	割合
平成20年度	6件 / 55件	11%
平成21年度	2件 / 34件	6%
平成22年度	0件 / 29件	0%

4. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検

- 平成22年7月に契約監視委員会を開催し、平成21年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募について、当機構が行った見直し内容を含めて報告し、点検を受けた。
- 点検の結果、契約監視委員会からの特段の意見表示、勧告等はなく、委員会から理事長に対して、今回の審議を参考にしてより一層の競争性、透明性の確保に努められたい旨の報告がなされた。
- 契約監視委員会における点検の結果については、平成22年8月に当機構ホームページに公表している。

(2) 監事、会計監査人による監査

- 契約における一連の事務手続については、所定の規程類の手順に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、そのプロセスについて監事、会計監査人による監査において定期的にチェックを受けている。
- 平成22年度における監事監査、会計監査人による監査において、契約事務について特段の指摘はなく、その旨、監事及び会計監査人から理事長に対して報告がなされている。

契約監視委員会による契約状況の点検・見直し結果(概要)

1. 契約監視委員会の設置・開催及び委員

- (1) 設置日 平成21年12月15日（従前の入札監視委員会を改組）
- (2) 開催日 平成22年7月9日（同年1月に引き続き第2回目の開催）
- (3) 委員 竹中 幸夫（機構常勤監事）、柳原 健治（機構非常勤監事）、西川 賢二（弁護士）、太田 毅（公認会計士）、松村 暢彦（大阪大学大学院准教授）

2. 平成22年度における開催内容

前回委員会結果に基づく措置状況等について報告を行うとともに、平成21年度に締結した契約のうち、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募案件、及び委員が抽出した案件について点検を受けた。

(1) 前回委員会結果に基づく措置状況等

① 一者応札であった一般競争入札に関する措置状況

一者応札案件については、入札・契約条件等（仕様書の内容、参加要件、公告期間等）の内容を適宜見直した。

また、前回の委員会での意見を踏まえて、福岡空港周辺測量調査業務契約について参加要件の見直しを行い「福岡県」という地域要件を削除した。

② 競争性のない随意契約に関する措置状況

見直しを行うこととした平成19事業年度以前に締結した複数年契約について、事務室借上契約においては、賃借料を減額する等の措置をとった。

(2) 審議対象契約

契約区分		対象件数	備考
競争性のある契約	一般競争入札	5件	うち一者応札案件1件
	企画競争	3件	うち一者応募案件1件
競争性のない随意契約		7件	
合計		15件	

3. 契約監視委員会における点検結果（機構における見直し内容を含む）

(1) 一者応札案件を含む一般競争入札に関する見直し状況

入札・契約条件等（仕様書の内容、参加要件、公告期間等）の妥当性等の検証を行った。

(2) 競争性のない随意契約に関する見直し状況

競争性のない随意契約については、随意契約理由の妥当性、契約金額の妥当性、その他調達の実効性等の検証を行った。

(3) 今回の契約監視委員会における点検結果

審議対象契約について点検を受けた結果、特段の意見表示、勧告等はなく、引き続き、より一層の競争性、透明性の確保に努めることとなった。
また、本委員会の点検結果を機構のホームページで公表している。

その他の契約の適正化に関する取組状況

○ その他の契約の適正化に関する取組状況

取組	実施内容	実施時期
1 随意契約限度額基準を国と同一とする	関係規程等を改正	平成19年 4月
2 一般競争入札方式の対象範囲の拡大	予定価格が随意契約限度額を超える契約については、すべて適用対象とする	平成19年 8月
3 契約情報公表基準を国と同一とする	関係規程等を改正	平成19年10月
4 総合評価落札方式の導入	① 関係規程等の整備 ② 関係規程等を改正し、適用対象契約を拡大	① 平成20年 4月 ② 平成21年11月
5 複数年度契約の拡大	① 契約内容に応じて、適用範囲を拡大 ② 関係規程等の整備	① 平成20年 4月 ② 平成21年11月
6 随意契約等の事前審査体制の強化	入札及び契約事項審査会の設置	平成20年 4月
7 低入札価格調査の適用範囲の拡大・調査内容の強化	取扱要領の改正	平成21年 5月 平成22年 4月
8 包括的随意契約条項の見直し	関係規程等を改正し、包括的随意契約条項を削除	平成21年 4月
9 一者応札・一者応募に係る改善方策	ホームページに公表	平成21年 5月

○ 随意契約における再委託割合（金額）が50%以上となっている契約

当機構では再委託割合（金額）が50%以上となるような一括再委託等は認めておらず、該当する契約はない。

(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けて適切に対応すること。

【中期計画】

(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。

【平成22年度計画】

(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

国において平成20年度に行われた空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果等を踏まえ、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。

年度計画における目標設定の考え方

国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港における平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けて、適切に取り組んでいくこととしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

福岡空港については、平成23年3月15日に開催された福岡空港周辺整備計画調査委員会幹事会（メンバー：国土交通省航空局、大阪航空局、福岡空港事務所、福岡県、福岡市及び空港周辺整備機構）において、今後も福岡空港周辺整備基本方針（平成14年3月策定）等を尊重して空港周辺環境対策を推進していくことが確認された。

大阪国際空港については、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案」が第177国会（常会）へ提出され、当該法案に従い、国土交通大臣が両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針を定めるとともに、両空港の一体的な運営を行うため設立される新関西国際空港株式会社が基本方針に即して毎事業年度の事業計画を定め事業を実施していくこととなっている。

<参考>

- 「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」については、平成23年4月に参議院で可決、5月に衆議院で可決され、平成23年5月25日に公布されている。（平成23年法律第54号）
- 新関西国際空港株式会社の事業の範囲
 - ・ 関西国際空港・大阪国際空港の空港及び航空保安施設の設置・管理
 - ・ 関西国際空港・大阪国際空港の空港ビル等の建設・管理
 - ・ 大阪国際空港の空港周辺環境対策 等

II 業務運営に関する報告

(5) 業務の確実な実施 ①再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(5) 業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、空港周辺環境対策を進めること。

- ① 再開発整備事業については、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）で実施している事業にあっては、国が進める国有地の処分計画を踏まえ、平成22年度末までに廃止すること。

【中期計画】

(5) 業務の確実な実施

周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。

① 再開発整備事業

事業を推進するにあたっては、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、国の国有地の処分計画を踏まえ、国、貸付先及び関係機関等との協議を進め、平成22年度末までに廃止する。

【平成22年度計画】

(5) 業務の確実な実施

① 再開発整備事業

イ 第2種区域で行う事業については、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、今後の施設整備に向けて関係自治体等との調整を継続的に行う。

ロ 第1種区域内（第2種区域を除く）で行っている事業については、国が進める国有地処分計画の動向を見極めつつ、廃止に向けて国、貸付先及び関係機関等との調整を図る。

年度計画における目標設定の考え方

イ 第2種区域で行う事業について、利用可能な国有地及び需要等を踏まえ、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、今後の施設整備に向けて関係自治体等との調整を継続的に行うこととした。

ロ 第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、国が進める国有地処分計画の動向を見極めつつ、引き続き、事業廃止に向けて国、貸付先及び関係機関等との調整を図ることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

大阪・福岡両事業本部ともに継続事業を着実に実施した。

また、福岡空港事業本部においては、連絡協議会幹事会や福岡空港周辺整備計画調査委員会幹事会で、今後の施設整備について関係自治体等と調整を行った。

大阪国際空港事業本部で実施している第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、中期目標・中期計画における対象7件の事業のうち1件の事業を廃止した。（平成22年度末時点において累計3件の事業を廃止）

平成23年度においては、引き続き継続事業の着実な実施に努めるとともに、大阪国際空港事業本部で実施している事業については、関西国際空港及び大阪国際空港の統合経営の動向を踏まえて、平成23年度以降の対応について、国、貸付先等の関係者と調整を図ることとしている。

<再開発整備事業（貸付型）実施状況>

平成22年度末現在

区分	事業件数	面積
大阪国際空港事業本部	24件	6.4 ha
福岡空港事業本部	43件	7.5 ha
合計	67件	14.0 ha

(注)

1. 大阪本部の面積には、兵庫県保有地103㎡、機構保有地370.76㎡を含む。
2. 福岡本部の件数及び面積には、未貸付2件及び平成23年度返還予定1件を含む。

(5) 業務の確実な実施 ② 民家防音工事補助事業

中期目標・中期計画・年度計画

- 【中期目標】
- ② 民家防音工事補助事業については、競争入札制度を導入することで、事業費の縮減を図りつつ、申請者に対するサービスレベルの維持に配慮すること。
また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえ、事業の抜本的見直しを図ること。

- 【中期計画】
- ② 民家防音工事補助事業
- イ 事業費については、業務内容や積算基準の見直しと併せて競争入札制度を導入することで、事業費の縮減に努める。
- ロ 入札制度導入後においても、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、工事積算方法の簡略化等による事務の効率化に取り組み、また、申請者のニーズに応えられるよう事業の実施方法の工夫をする。
- ハ 平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的見直しを行う。

- 【平成22年度計画】
- ② 民家防音工事補助事業
- 事業費の更なる縮減と事務の効率化を図るため、空調機の更新工事について、申請者自らが電気店等で機器を購入・設置（更新）し、その後に補助金を請求・受領するよう補助プロセスを見直し、申請者に対する補助金額を一定額とした制度を導入する。

年度計画における目標設定の考え方

平成22年度から導入する新制度の円滑な実施に努めることとしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

空調機器更新工事について、事業費の縮減と事務の効率化を図るために新制度を導入し、平成22年5月から申請受付を開始した。
また、大幅に変更となった補助プロセスの説明や質疑応答、手続きの手引書等の資料を機構ホームページに随時掲載するとともに、関係各市町にその情報を提供して市町役所窓口への掲示、広報誌やホームページへの掲載、自治会への回覧等を依頼し、広く周知を図った。

《補助プロセスの説明・質疑応答・手続きの手引書のアドレス》

大阪：<http://www.oeia.or.jp/bouon/osaka.html>

福岡：<http://www.oeia.or.jp/bouon/fukuoka.html>

平成23年度においては、引き続き新制度による事業を着実に実施するとともに、一層の事務の効率化に取り組むこととしている。

空調機器更新工事実施状況

		平成22年度				平成21年度			
		台数	事業費 (千円)	国庫補助 (千円)	国庫補助 /事業費	台数	事業費 (千円)	国庫補助 (千円)	国庫補助 /事業費
大阪	更新工事①	48	6,123	3,770	61%	269	32,046	24,659	76%
	更新工事① (告示日後)	188	22,449	12,493	56%	734	78,000	56,299	72%
	更新工事②	359	47,319	27,805	59%	2,155	260,130	185,552	71%
	更新工事③	3	297	149	50%	0	0	0	0%
	小 計	598	76,188	44,217	58%	3,158	370,176	266,510	72%
福岡	更新工事①	292	33,497	22,008	65%	425	40,375	30,605	75%
	更新工事① (告示日後)	8	1,015	552	54%	24	2,522	1,794	71%
	更新工事②	209	25,977	15,282	59%	146	14,945	10,263	69%
	更新工事③	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	小 計	509	60,489	37,842	63%	595	57,842	42,662	74%
合 計		1,107	136,677	82,059	60%	3,753	428,018	309,172	72%

※1 事業費は、更新工事における国庫補助、地方公共団体補助及び住民負担分の合計額である。

※2 22年度の事業費のうち、住民負担分は住民基本負担額で整理した。

【参考】民家防音工事補助事業の見直し内容(22年4月以降)

(1) 事業費の縮減を図るため、国の補助率を改訂。

更新区分	対象機器	国の補助率		
		旧	新	改定率
更新工事①	冷暖房機	70%	60%	△10%
	換気装置	70%	50%	△20%
更新工事① (告示日後)	冷暖房機	65%	55%	△10%
	換気装置	65%	50%	△15%
更新工事②	冷暖房機	65%	55%	△10%
	換気装置	65%	50%	△15%
更新工事③	冷暖房機	.	50%	新規
	換気装置		50%	

(3) 換気扇の補助対象仕様を必要最低限の機能に改め、熱交換型から強制給排気型に変更。

【参考】新旧制度での負担割合の比較(イメージ)

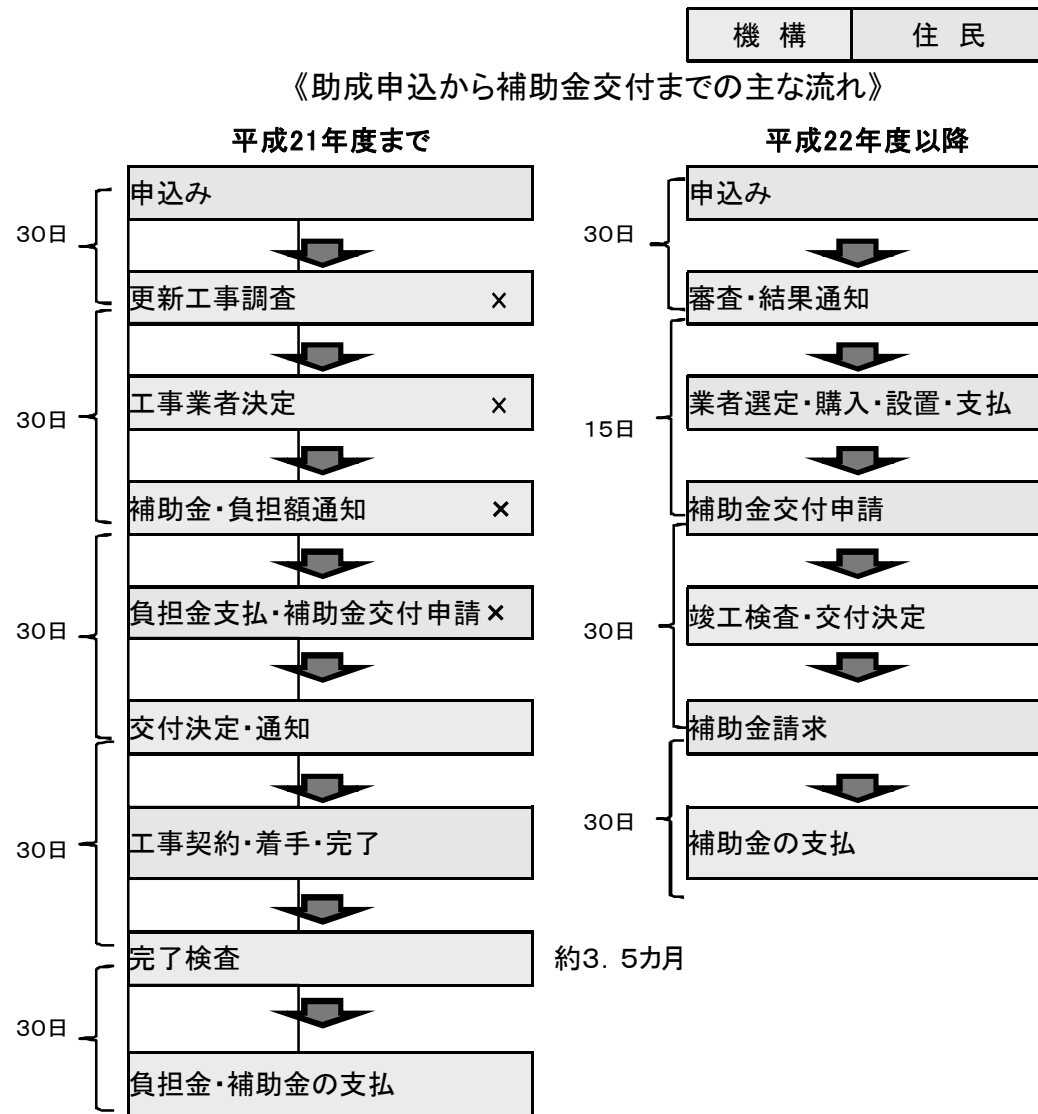
《平成21年度まで》 機能回復工事

住民負担C	国負担D ※Aの70%	定額B (A×80%)	標準的な 事業費A
A×20%	B-C+((A-B)×50%)		地方E ※Aの10%

《平成22年度以降》 更新工事① 冷暖房機

住民負担C	国負担D ※Aの60%	標準工事額 基準額A
A×30%	A×60%	地方E A-C-D

(2) 補助プロセスの見直しにより機器設置から補助金交付までの期間を短縮。



(5) 業務の確実な実施 ③移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ③ 移転補償事業については、事務処理の迅速化・効率化を図ること。
また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて事業を実施すること。

【中期計画】

- ③ 移転補償事業
 - イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図る。
 - ロ 平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で事業を縮減する方向で検討された結果を踏まえて事業を実施する。

【平成22年度計画】

- ③ 移転補償事業
 - イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図りつつ、事業を確実に執行する。
 - ロ 大阪国際空港については、平成22年10月1日以降、見直し後の騒音対策区域内で事業を実施する。

年度計画における目標設定の考え方

- イ 引き続き、申請受付前の隣接関係や相続問題等に対する申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図りつつ、事業を確実に実施することとしたものである。
- ロ 大阪国際空港については、平成21年3月6日付国土交通省告示第246号により騒音対策区域の見直しが行われたことから、適用日である平成22年10月1日以降は、見直し後の区域内で事業を実施することとしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

大阪国際空港事業本部においては、平成22年9月末に移転補償申請が1件あり、平成23年1月上旬に移転が完了した。

福岡空港事業本部においては、申請物件にかかる隣接関係や相続問題の解消等に関する事前の相談、移転計画についての助言等にきめ細かく対応するとともに、土地測量業務と建物調査業務の分離発注など物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図りつつ、事業を着実に実施した。

平成23年度においても、引き続き申請受付前の隣接関係や相続問題等に対する申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図りつつ、事業の着実な実施に取り組むこととしている。

◎ 事業実施状況

大阪国際空港事業本部

年度	区分	土地			建物			借家人		合計
	市別	件数	面積(m ²)	金額(千円)	件数	延面積(m ²)	金額(千円)	件数	金額(千円)	金額(千円)
22年度	豊中市	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0
	伊丹市	1	40.31	2,638	0	0.00	0	0	0	2,638
	計	1	40.31	2,638	0	0.00	0	0	0	2,638

福岡空港事業本部

年度	区分	土地			建物			借家人		合計
	市別	件数	面積(m ²)	金額(千円)	件数	延面積(m ²)	金額(千円)	件数	金額(千円)	金額(千円)
22年度	福岡市	15	8,418.47	1,445,697	10	3,331.40	343,893	5	4,861	1,794,451
	大野城市	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0
	計	15	8,418.47	1,445,697	10	3,331.40	343,893	5	4,861	1,794,451

(5) 業務の確実な実施 ④大阪国際空港周辺の緑地整備

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえ着実に推進すること。
また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて、機構においても事業計画の変更・修正等を行うこと。

【中期計画】

- ④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。特に利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、本中期目標期間内の達成に向けて、国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施する。
また、平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討されていることから、この結果を踏まえて当機構においても事業計画の変更・修正等を行う。

【平成22年度計画】

- ④ 大阪国際空港周辺の緑地整備
利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得については、約0.84haを買収し、事業対象区域内の用地取得の終了を目指す。また、買収済みの土地約1.87haについて造成・植栽を実施する。
なお、平成20年度に行われた大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえて、国及び地方公共団体において、都市計画区域における今後の対応を検討中であり、この結果が出た際には、機構においてその計画に沿った事業計画の変更・修正等を行う。

年度計画における目標設定の考え方

- 事業認可を受けている利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、国及び関係自治体と調整を図りながら、着実に実施することとしたものである。
なお、平成20年度に行われた大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえて、国及び地方公共団体において、都市計画区域における今後の対応を検討中であり、この結果が出た際には、機構においてその計画に沿った事業計画の変更・修正等を行うこととしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得については、約0.34haを買収した。買収済みの土地については、約1.87haの造成・植栽を実施したが、地元調整の難航等により、一部翌年度へ繰越することとした。
また、平成23年3月24日の大阪空港周辺緑地整備推進協議会幹事会において、利用緑地、豊中市の緩衝緑地第1期及び緩衝緑地第2期に係る今後の方針については、国及び関係自治体により、引き続き検討することとなった。

平成23年度においては、緩衝緑地第1期事業について、国及び関係自治体と調整を図りながら、事業認可期間内である平成23年度末の整備完了を目指すこととしている。

緩衝緑地整備計画位置図

平成23年3月現在

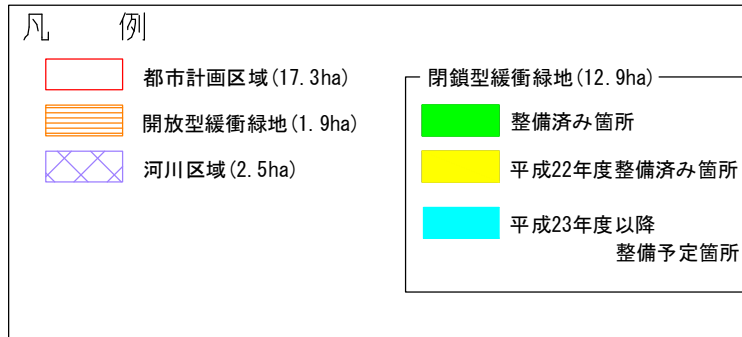


周辺緩衝緑地整備状況

I期全体 整備面積	緩衝緑地整備 面積(閉鎖型)	平成21年度末		平成22年度末	
		整備面積	進捗率	整備面積	進捗率
		整備済面積	(%)	整備済面積	(%)
17.3ha	※12.9ha	9.3ha	72.1	1.9ha 11.2ha	86.8

※ I期全体面積(17.3ha)から開放型緑地(1.9ha)、河川(2.5ha)区域の4.4haを控除した数量。

注) 進捗率は、閉鎖型緑地面積(12.9ha)に対するもの。



(5) 業務の確実な実施 ⑤福岡空港周辺の緑地整備

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

【中期計画】

⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。

【平成22年度計画】

⑤ 福岡空港周辺の緑地整備

福岡空港周辺の緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ推進することとし、買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。

年度計画における目標設定の考え方

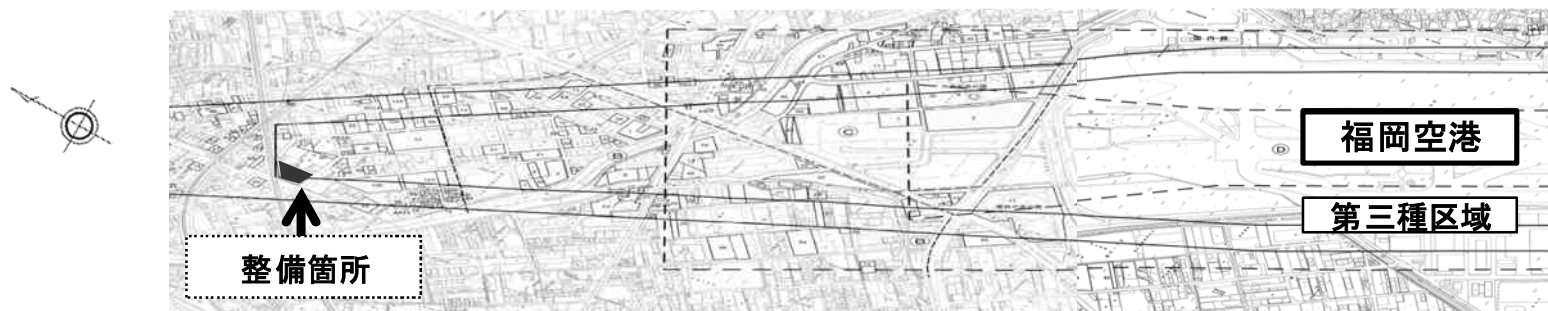
福岡空港周辺の緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ、計画的に実施することとしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施した。

平成23年度においても、地域の実情に配慮しつつ、計画的に実施することとしている。

緩衝緑地事業箇所図（平成22年度）



(6) 空港と周辺地域の共生

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(6) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

【中期計画】

(6) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の措置を講ずる。

イ 2. (1)、①国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ること等により、積極的に啓発活動を行う。

ロ 環境関係の見学要望や環境学習の受け入れには適切に対応し、空港周辺環境対策の理解を深める。

【平成22年度計画】

(6) 空港と周辺地域の共生

地域に密着した事業を通じて地元住民・自治体との意思疎通を図り、地元の要望も踏まえつつ、空港と周辺地域の共生を支援していく。

イ 国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ることにより、環境学習の講演を行う等の啓発活動を実施する。

ロ 校外学習の受入促進について今後も積極的な方策の検討を行うとともに、環境関係の見学要望や校外学習の一環としての教育機関からの環境学習の受け入れには適切に対応し、環境対策の理解を深める。

年度計画における目標設定の考え方

空港周辺環境対策の啓発活動について、教育機関への出前講座の実施など校外学習の受入促進のための方策の検討を行うとともに、引き続き着実に実施することとしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

空港周辺環境対策の啓発活動として、大阪国際空港事業本部において、平成22年12月に大阪産業大学からの校外学習の受け入れを行い、平成23年1月に空港ターミナル会社主催の地元小学校の施設見学会に参加し、空港周辺環境対策について講義を行った。

平成23年度においては、引き続き、連絡協議会等の協力による空港周辺環境対策の啓発活動や、教育機関への出前講座や校外学習の受入促進のための方策の検討を行うとともに、着実に実施することとしている。

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 予算、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

4. 財務内容の改善に関する事項
平成21年度までに欠損金の解消を図ること。

【中期計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画
(1) 予算 別紙のとおり
(2) 収支計画 別紙のとおり
(3) 資金計画 別紙のとおり
欠損金については平成21年度までに確実に解消を図ることとする。

【平成22年度計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画
(1) 予算 別紙のとおり
(2) 収支計画 別紙のとおり
(3) 資金計画 別紙のとおり

年度計画における目標設定の考え方

中期計画を達成するために必要な予算、収支計画及び資金計画を策定し、これを適正に実施することとしたものである。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成22年度において、事業費、一般管理費等を効率的に執行し、予算の範囲内での適正な執行を図った。

収支計画については、再開発整備事業における賃借人の撤退に伴う減収要因があったものの、後継テナントの確保や費用の抑制に努めた結果、年度計画を上回る利益を確保することができた。また、資金計画についても同様の理由から年度計画と比較して、次期繰越金が増加した。

平成23年度においても、中期計画を達成するために策定した予算、収支計画及び資金計画を適正に実施することとしている。

第2期中期計画における予算・収支計画・資金計画

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	52,188
業務収入	6,043
補助金収入	9,252
受託金収入	32,318
負担金収入	2,222
長期借入金等収入	2,117
雑収入	102
繰越金受入	135
支出	52,188
大阪固有事業	3,849
福岡固有事業	4,428
受託事業	30,241
その他事業	8,310
人件費	4,183
一般管理費	1,176

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	48,018
経常費用	47,953
業務費用	42,410
大阪固有事業	1,611
福岡固有事業	2,240
受託事業	30,241
その他事業	8,318
一般管理費	5,320
人件費	4,181
物件費	1,135
減価償却費	3
財務費用	223
雑損	0
臨時損失	64
収益の部	49,884
経常収益	49,882
業務収入	6,043
受託収入	32,318
補助金等収益	11,455
財務収益	66
雑益	0
臨時利益	2
純利益	1,866
目的積立金取崩額	—
総利益	1,866

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	53,943
業務活動による支出	47,244
投資活動による支出	1,530
財務活動による支出	3,745
次期繰越金	1,424
資金収入	53,943
業務活動による収入	49,936
業務収入	6,064
受託金収入	32,318
その他の収入	11,554
投資活動による収入	153
補助金による収入	153
財務活動による収入	2,317
前期よりの繰越金	1,537

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

平成22年度計画における予算・収支計画・資金計画

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	8,828
業務収入	1,166
補助金収入	1,323
受託金収入	5,965
負担金収入	294
長期借入金等収入	67
雑収入	14
支出	8,828
大阪固有事業	514
福岡固有事業	747
受託事業	5,646
その他事業	1,030
人件費	680
一般管理費	211

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	8,432
経常費用	8,432
業務費用	7,515
大阪固有事業	318
福岡固有事業	519
受託事業	5,646
その他事業	1,033
一般管理費	885
人件費	680
物件費	205
減価償却費	1
財務費用	32
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	8,783
経常収益	8,783
業務収入	1,166
受託収入	5,965
補助金等収益	1,642
財務収益	10
雑益	0
臨時利益	—
純利益	351
目的積立金取崩額	—
総利益	351

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,174
業務活動による支出	9,270
投資活動による支出	—
財務活動による支出	563
次期繰越金	1,341
資金収入	11,174
業務活動による収入	8,792
業務収入	1,166
受託金収入	5,965
その他の収入	1,662
投資活動による収入	—
財務活動による収入	67
前期よりの繰越金	2,315

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

平成22年度における予算・収支計画・資金計画の実績額

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	4,281
業務収入	1,166
補助金収入	582
受託金収入	2,492
負担金収入	11
長期借入金等収入	—
雑収入	30
支出	4,194
大阪固有事業	427
福岡固有事業	573
受託事業	2,199
その他事業	211
人件費	636
一般管理費	148

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,592
経常費用	3,583
業務費用	2,760
大阪固有事業	291
福岡固有事業	363
受託事業	1,905
その他事業	202
一般管理費	797
人件費	657
物件費	137
減価償却費	3
財務費用	24
雑損	1
臨時損失	9
収益の部	4,003
経常収益	3,999
業務収入	1,171
受託収入	2,204
補助金等収益	616
財務収益	7
雑益	1
臨時利益	5
純利益	411
目的積立金取崩額	—
総利益	411

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,747
業務活動による支出	3,842
投資活動による支出	2,433
財務活動による支出	520
次期繰越金	1,951
資金収入	8,747
業務活動による収入	4,377
業務収入	1,181
受託金収入	2,497
その他の収入	699
投資活動による収入	2,101
財務活動による収入	0
前期よりの繰越金	2,269

※1 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

※2 収支計画のうち一般管理費の人件費は、セグメント情報の各事業及び法人共通に係る全ての人件費が集計されている。

(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

【平成22年度計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

年度計画における目標設定の考え方

予見しがたい事故等による資金不足に対応するため、短期借入金の限度額を1,400百万円とした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

該当なし。

(3) 重要な財産の処分等に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画
該当なし

【平成22年度計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画
該当なし

年度計画における目標設定の考え方

該当なし。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

該当なし。（保有資産の管理・運用等については別紙のとおり）

保有資産の管理・運用等について

1. 実物資産の管理・運用等について

(1) 機構の保有する実物資産

① 機構が保有する実物資産の状況

当機構が保有する実物資産のうち、多くを占めるものは、再開発整備事業として、大阪国際空港及び福岡空港の周辺において、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ないものとして整備し民間等に貸付けを行っている騒音斉合施設であり、その他のものとしては、民家防音事業において補助金交付等の業務の効率化のために使用しているシステムに係る備品等がある。

② 実物資産の管理・運用に関する見直し状況

当機構では、独立行政法人の資産全般に関する見直しや会計監査人の助言等を踏まえて、より一層の資産管理・運用の適正化を目的として、内部規程を改廃し、次のような見直しを行った。

- 建物、構築物、土地等の実物資産について毎年度現物実査を行うこと（見直し前は2年に一度）
- 財務諸表における減損の兆候、認識を行ううえでの判断基準の明確化
- 平成22年度から適用される資産除去債務に関する内部処理方法の規定の新設 等

③ 実物資産の保有の必要性等に関する検証状況

- 平成22年度においては、見直し後の内部規程に基づき、すべての実物資産について平成23年3月に現物実査を行い、資産の現状把握を行った。
- また、騒音斉合施設については、国有地上に整備しているものであることから、施設の賃借人の撤退が発生した場合等は、後継テナントの確保の見通しや国有地使用料等のコストを勘案して、事業を継続するか、又は施設を撤去のうえ国有地を返還するか、財務諸表における減損の判断基準等を踏まえ、判断している。
- なお、大阪国際空港における第1種区域（第2種区域を除く）の騒音斉合施設については、中期目標・計画に基づき、未利用となったものから施設を撤去のうえ国有地を国に返還している。（平成22年度1件、累計3件）
- 資産の管理については、システム・機器の保守業務等を従来から外注による業務の効率化を図っており、また外注にあたっては一般競争入札によることにより競争性を高め、費用の削減を図っている。
- 実物資産の管理・運用状況については、監事監査、会計監査人による監査を受けている。

(2) 民間等から賃借する建物等

民間等から賃借する建物等のうち、リース資産である器具備品等については実物資産に準じて現物実査を行う等、適正な管理を図っている。

事務室等の賃借建物については、賃貸借契約の内容を検証し、賃貸人との契約条件の見直し交渉の結果、大阪国際空港事業本部に係る事務室については、平成22年4月から賃料の見直し（月額15万円減額）を行った。

2. 金融資産の管理・運用等について

- 当機構では、金融資産として現金預金等を有しているが、これらは、日々の支払いのための運転資金や将来の支払いに備えるための所要資金として必要不可欠な資産である。
- 資金のうち、資本金（14億円）相当額及び年度途中における余裕金について、国債及び地方債等の安全性に配慮した金融商品で運用している。また、運用にあたっては、複数の金融機関から利回り等を提示させ、最も有利な者に引受けさせている。
- 金融資産の管理・運用状況については、監事監査、会計監査人による監査を受けている。

3. 次期以降の見通し

- 平成23年度においても、引き続き保有資産について適正な管理・運用を図っていくこととしている。
- また、大阪国際空港事業本部に係る実物資産については、平成24年度に予定されている新関西国際空港株式会社への承継、及び本社業務に係るものについては福岡空港事業本部への移転に向けた準備作業を進めていくこととしている。
- 加えて、大阪国際空港事業本部に係る金融資産については、平成24年度に予定されている新関西国際空港株式会社への承継、及び国以外の出資者である地方公共団体への分配並びに承継・分配に伴う減資に向けた準備作業を進めていくこととしている。

<実物資産の状況>

区分	平成22年度末帳簿価額
建物	3, 826百万円
構築物	198百万円
土地	21百万円
器具備品	15百万円

(注) 器具備品にはリース資産を含む。

<減損の兆候の判断基準の例>

- 1 遊休状態（貸付目的資産については貸付を行っていない状態）が1年以上継続している場合
- 2 貸付目的資産については、収入が中期計画等の想定から50%以上の下落が生じている場合
- 3 市場価格が帳簿価額から50%以上の下落が生じている場合
- 4 中期計画等による使用しないという方針の決定等

<主な金融資産等の状況>

区分		平成22年度
BS	現金預金、有価証券	3, 349百万円
	長期借入金、機構債券	2, 392百万円
PL	財務費用	24百万円
	財務収益	7百万円

(注) 22年度末には、未払金が527百万円、預り敷金・保証金が1,336百万円あった。

II 業務運営に関する報告

(4) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

6. 剰余金の使途
固有事業に充てる。

【平成22年度計画】

6. 剰余金の使途
固有事業の業務運営に必要な経費に充てる。

年度計画における目標設定の考え方

剰余金が発生した場合、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金又は同条第3項に基づく目的積立金として整理することとなるが、目的積立金の使途については固有事業の業務運営に必要な経費に充てることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成22年度における損益計算の結果生じた当期総利益(411百万円)については、平成20年度において繰越欠損金が解消されていることから、平成20年度及び平成21年度と同様に独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理することとしている。

【当期総利益の主な発生原因】

平成22年度における当期総利益の主な発生原因は、当機構の実施している事業のうち、再開発整備事業において国からの借入金、補助金等を財源として取得した騒音斉合施設の貸付料収入(業務収入)によるものである。

【目的積立金の承認申請をしていない理由】

平成22年度における当期総利益は411百万円であり、平成22年度収支計画(351百万円)及び前年度実績額(350百万円)を上回っているものの、主な利益の増加要因が再開発整備事業に係る国有地借料の減少等であり、「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解 第74」に定める基準(当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること。)に適合しないため。

<参考>

○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)
(利益及び損失の処理)

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りではない。

2 (略)

3 独立行政法人は、第1項に規定する剰余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

4・5 (略)

○ 独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解(平成12年2月16日設定・平成22年10月25日改訂)(抄)

第74 通則法第44条第3項による承認の額

<参考> 経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」(承認前においては「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」)は、当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、主務大臣の承認を得て中期計画で定められることとなるが、独立行政法人の公的な性格により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。

3 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」が、独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」は、以下のようなものである必要がある。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益(「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。)から生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること。

(2) 費用が減少したことによる生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること(中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。)

(3) その他独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。

<利益剰余金又は繰越欠損金の推移>

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
積立金又は繰越欠損金(△)	△ 89百万円	283百万円	633百万円
当期総利益又は当期総損失(△)	370百万円	350百万円	411百万円
期末の利益剰余金又は繰越欠損金(△)の合計額	282百万円	633百万円	1,045百万円
目的積立金の申請額	0円	0円	0円
通則法第44条第1項に基づく積立金	282百万円	633百万円	1,045百万円

注) 単位未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

II 業務運営に関する報告

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画 ① 給与水準

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

- ① 整理合理化計画等で指摘されている給与水準に関する検証及び取組については速やかにかつ適切に対応すること。

【中期計画】

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

- ① 当機構の給与水準については、対国家公務員指数が国家公務員の水準を上回っていることから、機構の見直しにおいて行うこととされている、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての検証を平成20年度中に行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、是正のために必要な措置を出来る限り速やかに講じる。

さらに、検証結果及び取組状況については、ホームページ等により公表する。

【平成22年度計画】

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 給与水準

給与水準については、国家公務員の水準に比して適正な給与水準となるよう、国の制度改正状況等を踏まえ必要な措置を講ずる。

また、その取組状況については、ホームページ等で公表する。

年度計画における目標設定の考え方

給与水準については、国家公務員の水準に比して適正な給与水準となるよう、国の制度改正状況等を踏まえ必要な措置を講ずることとした。

また、その取組状況については、ホームページ等で公表することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成22年度においては、国における俸給表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の引下げ等を踏まえ、当機構においても同様の措置を実施した。

また、平成22年6月末において、平成21年度における取組状況をホームページに公表した。

当機構の給与水準の対国家公務員指数の平成22年度実績は106.6で、平成21年度実績(106.6)と同水準であったが、平成19年度実績(109.1)から着実に改善が図られてきている。

平成23年度においても、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」を踏まえ、国家公務員に比して適正な水準となるように、引き続き必要な措置を講ずるとともに、その取組状況について公表することとしている。

独立行政法人職員と国家公務員との比較方法

(対国家公務員指数(年齢勘案)の算出方法)

1. 比較職種

同種の職種間で給与水準を比較

① 全ての独立行政法人

法人の「事務・技術職員」と国の「行政職俸給表(一)適用職員」を比較

② 研究職員が在職する独立行政法人

法人の「研究職員」と国の「研究職俸給表適用職員」を比較

③ 病院部門を有する独立行政法人

a 法人の「医師」と国の「医療職俸給表(一)適用職員」を比較

b 法人の「看護師」と国の「医療職俸給表(三)適用職員」を比較

2. 比較する給与

年間給与額について比較

(注)年間給与額とは、公表を行う年度の前年度に支給された給与額(月例給、賞与等の合計額)から、超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除いた額

3. 比較方法

比較対象法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、法人に国の給与水準を持ち込んだ場合の給与水準を100として算出

(考え方)

$$\frac{\text{法人の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}}{\text{国の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}} = \frac{\text{法人が現に支給している給与額}}{\text{国の給与水準で支給したと仮定した場合の給与額}}$$

※「年齢・地域・学歴勘案の指数」の算出に当たっては、年齢別・地域別・学歴別の平均年間給与額と人員数を用いて算出。

給与水準の適正化に係る取組状況

H 2 1 年度の取組状況

俸給表の改定 改定率 $\Delta 0.2\%$

期末勤勉手当支給率の減率
4.5月分 \rightarrow 4.15月分

自宅に係る住居手当廃止
2,500円 \rightarrow 廃止

H 2 2 年度の取組状況

俸給表の改定 改定率 $\Delta 0.1\%$
(中高年齢層に限定)

55歳を超える管理職員の俸給等
の減額 $\Delta 1.5\%$

期末勤勉手当支給率の減率
4.15月分 \rightarrow 3.95月分

国に比べ給与水準が高くなっている定量的な理由

本省からの出向者が多く、それに伴い地域手当の異動保障を受けている者が多い

- 地域手当の異動保障を受けている者の割合

行政職俸給表（一）適用の国家公務員（4級地）	10.7%
空港周辺整備機構の職員	21.6%

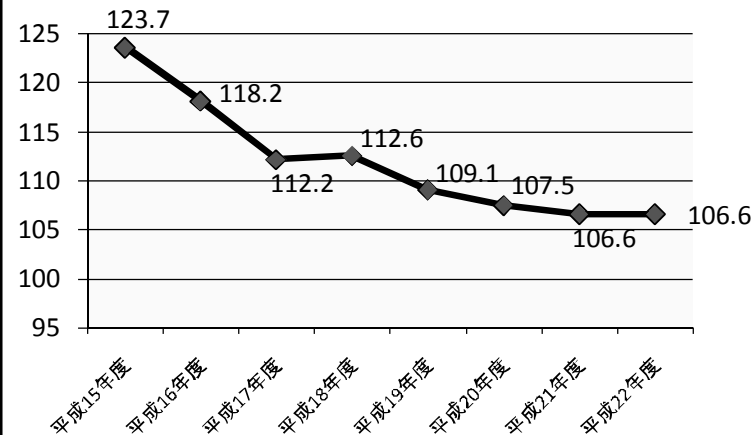
- 異動保障を受けている者全員が東京都特別区からの出向者

<参考>

- 1級地（18%）：東京都特別区
- 2級地（15%）：大阪市等
- 3級地（12%）：名古屋市等
- 4級地（10%）：空港周辺整備機構在地（池田市・福岡市）等

対国家公務員指数の推移

対国家公務員指数の推移



II 業務運営に関する報告

(1) 人事に関する計画 ②定年退職者の補充

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

【中期計画】

② 定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。

【平成22年度計画】

② 定年退職者の補充

定年退職者については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。

年度計画における目標設定の考え方

総人件費について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するとされていることを踏まえ、定年退職者については原則として補充を行わないこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

事業量の推移を勘案して、平成23年3月の定年退職者の補充は行わなかった。

平成23年度においても、事業の推移を見極めつつ、定年退職者については原則として補充を行わないこととしている。

<参考> 人件費総額（実績）

区 分	当年度 (平成22年 度)	前年度 (平成21年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 20年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 555,778	千円 642,147	千円 (%) △ 86,369 (△13.5)	千円 (%) △ 132,707 (△19.3)
退職手当支給額 (B)	千円 63,128	千円 39,865	千円 (%) 23,263 (58.4)	千円 (%) 30,584 (94.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 38,543	千円 58,184	千円 (%) △ 19,641 (△33.8)	千円 (%) △ 8,740 (△18.5)
福利厚生費 (D)	千円 89,285	千円 101,871	千円 (%) △ 12,586 (△12.4)	千円 (%) △ 22,077 (△19.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 746,734	千円 842,067	千円 (%) △ 95,333 (△11.3)	千円 (%) △ 132,940 (△15.1)